

東部総合処理センター破砕選別施設 整備・運営事業

実施方針

令和3年12月2日

西 宮 市

目 次

第1 用語の定義	1
第2 事業内容に関する事項	5
1 事業名	5
2 対象となる公共施設の種類の種類	5
3 公共施設等の管理者	5
4 事業場所	5
5 対象施設の概要	5
6 事業の目的	6
7 事業内容	6
第3 事業者募集及び選定に関する事項	11
1 事業者の募集及び選定方法	11
2 事業者の募集及び選定の手順	11
3 本事業に関する要求水準	12
4 参加資格要件	12
5 応募者の審査及び落札者の選定等	18
6 落札後の手続き	19
7 提出書類の取扱い	20
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	21
1 基本的な考え方	21
2 予想されるリスクと責任分担	21
3 事業の実施状況のモニタリング	21
第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	22
1 施設の立地・土地に関する事項	22
2 施設要件等	22
第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	23
1 係争事由に係る基本的な考え方	23
2 管轄裁判所	23
第7 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	24
1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	24
2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	24
3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	24
4 その他	24
第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	25
1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項	25
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	25

3	その他	25
第9	その他事業の実施に関し必要な事項	26
1	議会の議決	26
2	情報提供	26
3	応募に伴う費用	26
4	実施方針に関する問合せ先	26

添付資料1 事業スキーム図

添付資料2 業務範囲分担表

添付資料3 対価の支払い方法

添付資料4 モニタリング及びペナルティ制度

添付資料5 市内企業契約額の考え方

添付資料6 リスク分担表

第1 用語の定義

本実施方針で用いる用語を次のとおり定義する。

用語	定義
本市	西宮市をいう。
本事業	東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業をいう。
マテリアルリサイクル推進施設	本事業において設計・建設，運営，維持管理されるマテリアルリサイクル推進施設の工場棟のほか，直接搬入車両受入棟，計量機，駐車場，構内通路，植栽，門扉の設備，建築物及びその附帯設備を含めていう。
本施設	マテリアルリサイクル推進施設をいう。
工場棟	本施設のうち，ごみ処理，事務及び啓発に関する建屋及びプラント等をいう。
直接搬入車両受入棟	本施設のうち，直接搬入車両のごみの受入に関する建屋及びプラント等をいう。
工場棟等	工場棟及び直接搬入車両受入棟他，本事業のごみ処理に必要な施設をいう。
収集車両	直営車両，委託車両，許可車両からなる車両をいう。
直接搬入車両	直接搬入者が使用する車両をいう。
プラント	本施設におけるごみ処理に必要な全ての設備（機械設備，電気設備及び計装設備等）を総称していう。
建築物	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
啓発施設	再生利用製品の展示，引き渡しコーナー及び啓発コーナー等を合わせた施設をいう。
DBO方式	Design（設計），Build（建設），Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
事業者	本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業で構成される。
設計・建設業務	本施設のプラント設計・建設，建築物の設計・建設を行う業務をいう。
運営業務	本施設の運転，環境管理，見学者対応等の運営を行う業務をいう。
維持管理業務	機械設備のメンテナンス（定期点検，補修等）を行う業務をいう。

建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設業務を担当する者をいう。
運営・維持管理事業者	本市と運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務及び維持管理業務を担当する者をいう。
特別目的会社	本施設の運営業務及び維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社（SPC）をいう。
共同企業体	本市と建設工事請負契約を締結する設計・建設企業による共同企業体をいう。なお、単独企業で設計・建設業務を行う場合は設立しない。
応募者	本事業の入札手続きに参加する単独企業又は複数の企業で構成される企業グループをいう。
代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
第1構成員	プラントの設計・建設業務を行う者、運営業務を行う者、維持管理業務を行う者をいう。
第2構成員	建築物の設計業務を行う者、建築物の建設業務を行う者をいう。
構成企業	第1構成員及び第2構成員をいう。
協力会社	構成企業から直接業務の一部を受託又は請負う者をいう。
落札者	応募者の中から本事業を実施する者として、本市が選定する者をいう。
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理基本契約、運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
個別契約	本事業の運営業務及び維持管理業務を行う者と本市が締結する契約であり、第1期から第4期の4つの期間における各々の契約をいう。
事業計画地	本事業を実施する区域をいう。
実施方針等	本事業の実施方針の公表時に公表する実施方針、要求水準書（案）の書類をいう。
入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理基本契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、落札者決定基準、様式集の書類をいう。

基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本市と落札者の間で締結される協定をいう。
基本契約	事業者に本事業を発注するための基本的事項について、本市と落札者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本市と建設事業者が締結する契約をいう。
運営・維持管理基本契約	運営・維持管理事業者に運營業務及び維持管理業務を発注するための基本的事項について、基本契約に基づき、本市と運営・維持管理事業者で締結する契約をいう。
運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営・維持管理の実施のために、運営・維持管理基本契約に基づき、本市と運営・維持管理事業者が各個別契約の業務履行期間毎に締結する契約をいう。
契約図書	本事業の契約内容を記載した図書であり、要求水準書、基本契約書、建設工事請負契約書、運営・維持管理基本契約書、運営・維持管理業務委託契約書、技術提案書（明瞭化事項を受けた修正後）、第1回及び第2回入札説明書等に関する質問回答、技術対話に関する質問回答、技術提案書に関するヒアリング時の質疑回答をいう。
参考図書	本事業の実施に当たって、参考となる方法や考え方を示した図書であり、契約図書以外の書類をいう。
設計図書	本事業における契約図書、実施設計図書、施工申請図書、をいう。
要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。
落札者決定基準	本市が本事業の落札者を選定するに当たって、応募者からの提案を客観的に評価するための方法、手順、基準等を示したものをいう。
技術提案書	落札者が本事業を実施するために入札説明書等に基づき、提案した図書をいう。
地方公共団体等	地方公共団体及び地方自治法第284条の規定に基づき一般廃棄物を処理する目的で設置された一部事務組合もしくは広域連合、又は法律に基づき地方公共団体が共同出資した法人をいう。

市内企業	西宮市内に本店（建設業法に規定する主たる営業所を含む）を有する企業をいう。
準市内企業	西宮市内に支店，営業所，又は出張所を有する企業をいう。
資本関係がある者	「財務諸表等の用語，様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社の関係にある場合」に該当する者をいう。
人間関係がある者	「一方の会社の役員（社外役員，常勤又は非常勤の取締役，監査役，執行役員，その他全ての役員。以下，同じ）を有する者が，他方の会社の役員を有する者を現に兼ねている場合」「一方の会社の役員を有する者が，他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合」の何れかに該当する者をいう。
適正処理設備	場内の適正処理物（場内適正処理物，場外適正処理物）を処理する設備をいう。
場内適正処理物	畳，ゴルフクラブ，傘等，本施設及び焼却施設で処理するために本施設内で解体等の適正処理を行う必要がある品目をいう。
場外適正処理物	スプリングマット，水銀含有電池類等，本施設及び焼却施設で処理を行わず，一時保管を行い，本市に引渡しを行う品目をいう。
車両誘導	警備業法上の警備業務に該当しない，一般的に必要とされる範囲内で事故等の発生を警戒し，防止するための車両誘導をいう。

第2 事業内容に関する事項

1 事業名

東部総合処理センター破砕選別施設整備・運営事業

2 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設（マテリアルリサイクル推進施設）

3 公共施設等の管理者

西宮市長

4 事業場所

兵庫県西宮市鳴尾浜2丁目1番4

5 対象施設の概要

(1) 新たに整備する施設

新たに整備する施設の内容は次のとおりである。

項目	概要
施設の種類	工場棟（事務機能，処理機能，啓発機能を含む） 直接搬入車両受入棟
施設規模	缶・ペットボトル；10t/日 びん；13t/日 その他不燃ごみ；10t/日 粗大ごみ；23t/日 合計；56t/日
処理方式	破砕，選別，圧縮，梱包，保管
処理対象物	缶・ペットボトル，びん，その他不燃ごみ，粗大ごみ

(2) 解体撤去する施設

解体撤去する施設は次のとおりである。

- 1) 残置杭
- 2) ペットボトル圧縮施設
- 3) 外構（アスファルト舗装等）

6 事業の目的

本市では、西部総合処理センター（焼却施設、破砕選別施設及びリサイクルプラザ（啓発施設））及び東部総合処理センター（焼却施設及びペットボトル圧縮施設）でごみ処理を行っている。西部総合処理センター破砕選別施設は令和7年度（2025）まで稼働させる計画であるが、老朽化を踏まえ、令和8年度（2026）以降は東部総合処理センター敷地内に新たな破砕選別施設を整備し、継続的な不燃ごみ、粗大ごみの処理を行う計画である。なお、東部総合処理センターペットボトル圧縮施設及び西部総合処理センターリサイクルプラザ（啓発施設）においても同様に令和7年度（2025）まで稼働させる計画であり、令和8年度（2026）以降は新破砕選別施設に処理機能を統合させる計画である。

一方、一般廃棄物処理基本計画においてはリサイクル率を22.0%以上とすることを目標値としており、新たな破砕選別施設の整備に併せて分別区分の見直しを行い、資源回収の強化を図る計画である。

本事業では、上記状況を踏まえながら、事業者の技術力及び運営能力等を活用した設計・建設及び運営・維持管理を行うことにより、将来にわたって適正かつ安定的なごみの処理やライフサイクルコストの削減を図り、循環型社会の形成を推進することを目的としたものである。

7 事業内容

（1）事業方式

本事業はDBO方式により実施する。

本市は本施設を所有し、落札者として選定された企業グループは、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行うとともに、運営・維持管理事業者として本施設の運営業務、維持管理業務を行うものとする。

本施設は、長寿命化計画に基づき、施設を30年間程度使用することを想定している。

このことを前提として、本施設の設計・建設業務、運営業務、維持管理業務を行うものとする。

（2）事業期間

事業期間は、次のとおりであり、事業契約締結日から令和28年（2046）3月31日までの期間とする。

項目	内容
事業期間	事業契約締結日から令和 28 (2046) 年 3 月 31 日まで
設計・建設 業務期間	<p>【設計・建設業務契約期間】</p> <p>事業契約締結日から令和 8 (2026) 年 9 月 30 日まで</p> <p>《設計業務期間及び工場棟等の建設業務期間》</p> <p>事業契約締結日から令和 8 (2026) 年 3 月 31 日まで (部分引渡し)</p> <p>《ペットボトル圧縮施設解体等の建設業務期間》</p> <p>工場棟でのペットボトル処理開始日から令和 8 (2026) 年 9 月 30 日まで</p>
運営・維持管理 業務期間	<p>【第 1 期個別契約期間】</p> <p>事業契約締結日から令和 13 (2031) 年 3 月 31 日まで</p> <p>【第 2 期個別契約期間】</p> <p>令和 13 (2031) 年 4 月 1 日から令和 18 (2036) 年 3 月 31 日まで</p> <p>【第 3 期個別契約期間】</p> <p>令和 18 (2036) 年 4 月 1 日から令和 23 (2041) 年 3 月 31 日まで</p> <p>【第 4 期個別契約期間】</p> <p>令和 23 (2041) 年 4 月 1 日から令和 28 (2046) 年 3 月 31 日まで</p> <p>《運営・維持管理業務期間》</p> <p>令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 28 (2046) 年 3 月 31 日まで (20 年間)</p>

(3) 契約の形態

本市と事業者の契約の形態は次のとおりである。(詳細は添付資料 1 を参照)

- 1) 本市は、事業契約の締結に向け、本市、事業者双方の義務や協力すべき内容を規定した本事業に係る基本協定を落札者と締結する。
- 2) 基本協定締結後、本市は、事業者に本事業の設計・建設業務、運営業務及び維持管理業務を一括で委託するために、本事業に係る基本契約を締結する。
- 3) 本市は、基本契約に基づき、事業者のうち設計・建設業務を担当する建設事業者と、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。
- 4) 本市は、基本契約に基づき、事業者のうち運営業務及び維持管理業務を担当する運営・維持管理事業者と運営・維持管理基本契約を締結する。
- 5) 本市は運営・維持管理基本契約に基づき、運営業務及び維持管理業務を担当する運営・維持管理事業者と各個別契約の業務履行期間毎に運営・維持管理業務委託契約を締結する。

(4) 落札者選定スケジュール

落札者選定スケジュールは次のとおりである。

項目	期間
実施方針等の公表	令和3（2021）年12月2日（木）
入札公告	令和4（2022）年5月9日頃
落札者の決定	令和4（2022）年11月25日頃
基本協定の締結	令和4（2022）年12月上旬
仮契約の締結	令和5（2023）年2月上旬
議会議決	令和5（2023）年3月下旬
事業契約の締結	令和5（2023）年3月下旬

(5) 事業期間終了後の措置

各個別契約の運営・維持管理業務期間終了時及び契約解除に伴う本業務の契約終了時の引渡条件は次のとおりとする。

引継ぎ条件等の詳細な内容は、要求水準書（案）に定めるとおりとする。

- 1) 各個別契約の運営・維持管理業務期間終了時及び契約解除に伴う本業務の契約終了時に、本施設の機能及び性能が設計図書及び完成図書に記載された所定の能力を有していることを業務終了時性能試験にて証明し、本市の承諾を得ること。
- 2) 各個別契約の運営・維持管理業務期間終了時の業務終了時性能試験は、廃棄物処理法施行規則に基づく「機能検査」又は「精密機能検査」の検査報告書等により、その一部又は全部と、代替できるものとする。
- 3) 性能試験の結果、性能の低下が判明し、その原因が運営・維持管理事業者の責任による場合、運営・維持管理事業者は、本市と協議を行い、改善を施すとともに、以降の運転・維持管理計画の見直しを提案すること。

(6) 事業の対象となる業務範囲

対象となる業務範囲は次のとおりである。（詳細は添付資料2を参照）

ア 設計・建設業務

建設事業者における設計・建設業務の範囲は次のとおりである。

- 1) 設計業務
- 2) 建設業務

- 3) 試運転等
- 4) 施設稼働状況の確認

イ 運営業務

運営・維持管理事業者における運営業務の範囲は次のとおりである。

- 1) 受入管理業務
- 2) 運転管理業務
- 3) 環境管理業務
- 4) 啓発施設運営業務
- 5) 見学者対応業務
- 6) 情報管理業務（運営）
- 7) その他関連業務

ウ 維持管理業務

運営・維持管理事業者における維持管理業務の範囲は次のとおりである。

- 1) 維持管理業務
- 2) 情報管理業務（維持管理）

(7) 事業者の収入

事業者の収入は次のとおりである。（詳細は添付資料3，4を参照）

ア 設計・建設業務に係る対価

本市は、本施設の設計・建設業務に係る対価について、建設業者に支払う。

イ 運営業務に係る対価

本市は、本施設の運営業務に係る対価について、委託料として固定費A，変動費（総搬入量に応じて変動），インセンティブの構成で、運営・維持管理事業者を支払う。インセンティブを除く委託料は物価変動に基づき各個別契約の運営・維持管理業務期間毎に見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

ウ 維持管理業務に係る対価

本市は、本施設の維持管理業務に係る対価について、委託料として固定費Bの構成で、運営・維持管理事業者を支払う。委託料は物価変動に基づき各個別契約の運営・維持管理業務期間毎に見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。

エ モニタリング及びペナルティ制度

本市は運営・維持管理事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託費の減額を行うことがある。(詳細は添付資料4を参照)

(8) 予定価格及び最低制限価格

予定価格(税込み)については入札公告時に公表する。

なお、最低制限価格は設けない。

- | | | |
|-----------------------|------------|----|
| 1) 建設工事費 | ; ●●●, ●●● | 千円 |
| 2) 運営・維持管理業務委託費(20年間) | ; ●●●, ●●● | 千円 |
| 3) 合計 | ; ●●●, ●●● | 千円 |

(9) 低入札価格調査

落札者候補の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該落札者候補を調査の対象者として、建設工事費内訳書、運営・維持管理業務委託費内訳書及び必要に応じ、その積算の基となる資料の提出を求め、調査を行うものとする。なお、調査基準価格については、変動型とし、詳細は入札公告時に公表する。

調査の結果、契約図書に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当該落札者候補を失格とする。なお、失格基準価格は設けない。

(10) 契約不適合責任

契約不適合責任については、要求水準書(案)に定めるとおりとする。

(11) 保険

保険の加入については、要求水準書(案)に定めるとおりとする。

(12) 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を行うに当たって、必要とされる関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3 事業者募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、本事業への参加を希望する者を広く公募し、また、公平性及び透明性の確保、事業者における本市の意向の理解促進並びに事業者の創意工夫発揮の観点から、総合評価一般競争入札で行う。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール

事業者募集・選定のスケジュールは次に示すとおりである。

内容	日程
実施方針等の公表	令和3（2021）年12月2日（木）
実施方針等に関する質問及び要望の受付期間	令和4（2022）年1月11日（火）
実施方針等に関する質問及び要望への回答の公表	令和4（2022）年2月15日頃
入札公告及び入札説明書等の公表	令和4（2022）年5月9日頃
現地視察	令和4（2022）年5月16日頃
第1回入札説明書等に関する質問受付期間	令和4（2022）年5月20日頃
第1回入札説明書等に関する質問回答	令和4（2022）年5月27日頃
資格審査申請書の受付	令和4（2022）年6月24日頃
資格審査結果の通知	令和4（2022）年7月8日頃
第2回入札説明書等に関する質問受付期間	令和4（2022）年7月12日頃
第2回入札説明書等に関する質問回答	令和4（2022）年7月19日頃
技術対話実施	令和4（2022）年7月26日頃
技術提案書の受付	令和4（2022）年9月2日頃
明瞭化事項の配布	令和4（2022）年10月14日頃
明瞭化事項の回答受付（修正技術提案書の受付）	令和4（2022）年11月4日頃
入札書提出	令和4（2022）年11月4日頃
技術提案書に関するヒアリング，総合評価，低入札価格調査，落札者決定・公表	令和4（2022）年11月25日頃
基本協定の締結	令和4（2022）年12月上旬
共同企業体の結成，特別目的会社の設立	仮契約の締結迄
仮契約の締結	令和5（2023）年2月上旬
事業契約の締結	令和5（2023）年3月下旬

(2) 実施方針等に関する質問及び要望の受付・回答

実施方針等に関する質問及び要望は次のとおり受付を行う。

ア 受付期間

実施方針の公表日から令和4（2022）年1月11日（火）までとする。

イ 提出方法

「様式第1号 実施方針等に関する質問・要望書」に記載の上、電子メール（受信容量8MBまで）で提出すること。なお、電子メールでの提出後は、本市へ受付確認の電話をすること。

ウ 回答方法

実施方針等に関する質問及び要望への回答は、令和4（2022）年2月15日頃に本市のホームページにて公表する。ただし、質問及び要望への回答内容については、入札公告の公表をもって最終決定するものとする。また、提出者名は公表しない。

（3）入札公告

入札公告は、令和4（2022）年5月9日頃に行い、次の書類を併せて公表する。

- 1) 入札説明書
- 2) 要求水準書
- 3) 基本協定書（案）・基本契約書（案）
- 4) 建設工事請負契約書（案）
- 5) 運営・維持管理基本契約書（案）
- 6) 運営・維持管理業務委託契約書（案）
- 7) 落札者決定基準
- 8) 様式集

3 本事業に関する要求水準

本事業に関する要求水準については、要求水準書（案）に定めるとおりとする。

4 参加資格要件

（1）応募者の構成等

応募者の構成等は次に示すとおりである。（詳細は添付資料1を参照）

- 1) 応募者は、設計・建設業務を行う者、運営・維持管理業務を行う者で構成される企業グループとする。

- 2) 設計・建設業務を行う者は「プラントの設計・建設業務を行う者」「建築物の設計業務を行う者」「建築物の建設業務を行う者」、運営・維持管理業務を行う者は「運營業務を行う者」「維持管理業務を行う者」で構成されるものとする。
- 3) 応募者は、プラントの設計・建設業務を行う者を「代表企業」として定めるものとし、代表企業が応募手続を行うものとする。
- 4) 参加資格要件を全て満たすことにより、企業グループではなく1者で応募することも可能とする。
- 5) 設計・建設業務は単独企業又は、共同企業体で実施するものとし、共同企業体で実施する場合は乙型共同企業体とする。共同企業体の構成員数は2者とし、「プラントの設計・建設業務及び建築物の設計業務を行う者」と「建築物の建設業務を行う者」の組み合わせ、又は、「プラントの設計・建設業務を行う者」と「建築物の設計業務及び建築物の建設業務を行う者」の組み合わせとする。共同企業体の代表者は、プラントの設計・建設業務を行う者とし、中心的役割を担うこと。
- 6) 「構成企業」は参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- 7) 構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、特段の事由がある場合は本市と協議の上、これを決定する。
- 8) 構成企業及び構成企業と資本関係がある者又は人的関係がある者が、他の応募者の構成企業となることはできない。
- 9) 同一の企業グループが複数の提案を行うことはできない。

(2) 特別目的会社の要件

特別目的会社の要件は次のとおりとする。

- 1) 落札者は、特別目的会社を設立し、本市と運営・維持管理基本契約及び運営・維持管理業務委託契約を締結する。
- 2) 特別目的会社の本店所在地は本市内の住所とする。
- 3) 第1構成員は必ず特別目的会社に出資しなければならない。また、特別目的会社への出資は構成企業以外認めない。
- 4) 代表企業の出資比率は出資者中最大（50%を超える割合）としなければならない。
- 5) 特別目的会社の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本市に提出する。
- 6) 特別目的会社の株主は、本市の同意なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(3) 応募者の要件

応募者の要件は次に示すとおりである。

ア 共通要件

構成企業は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続きの申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
- 5) 兵庫県暴力団排除条例（平成 22 年 10 月 7 日条例第 35 号）第 2 条に定める暴力団員、暴力団員等ではないこと。
- 6) 最新の西宮市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、本事業の資格審査申請書の提出日から落札者決定日までの間、西宮市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから 5 年を経過していない者でないこと。
- 8) 本事業に関する検討を行う次に示す者と資本関係がある者又は人的関係がある者でないこと。
 - A) 「東部総合処理センター破砕選別施設整備に伴う発注者支援業務」を受託した復建調査設計株式会社、当該業務の関連会社である株式会社日本総合研究所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
 - B) 本事業の審査を行う「西宮市一般廃棄物処理施設整備事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）」の委員が属する企業

イ 設計・建設業務を行う者の要件

(ア) プラントの設計・建設業務を行う者の要件

プラントの設計・建設業務を行う者は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に規定する清掃施設工事に係る特

- 定建設業の許可を有し、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること（資格審査申請書の提出日に有効期限内であること）。
- 2) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任で配置できること（資格審査申請書の提出日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）。
 - 3) 平成24年4月1日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設の建設工事（循環型社会形成推進交付金の対象となる工事に限る）を代表企業として契約した実績があること。
 - A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に規定する一般廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設（他の施設の併設でも可）
 - B) 合計処理能力28t/日以上 of 施設
 - C) 次に示す処理設備を全て有する施設
 - ① 受入設備及び、供給設備（搬入及び退出路を除く）
 - ② 破碎設備
 - ③ 圧縮設備
 - ④ 選別設備、梱包設備

(イ) 建築物の設計業務を行う者の要件

建築物の設計業務を行う者は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- 2) 一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理を行う者）を配置できること（資格審査申請書の提出日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）。
- 3) 平成24年4月1日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設に関して建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）に規定する確認申請書又は計画通知書を代表となる設計者として申請又は通知した実績があること（計画変更は含まない）。
 - A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に規定する一般廃棄物処理施設
 - B) 建築基準法に規定する確認申請書又は計画通知書における申請部分の延べ面積が1棟当たり4,000㎡以上の施設

(ウ) 建築物の建設業務を行う者の要件

建築物の建設業務を行う者は、1) の要件を満たしていること。ただし、設計・建設業務を共同企業体で実施する場合は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 建設業法第3条に基づく建築一式工事の特定建設業の許可を有し、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が市内企業にあつては1,000点以上、準市内企業にあつては1,200点以上、その他の企業にあつては1,500点以上であること（資格審査申請書の提出日に有効期限内であること）。
- 2) 建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任で配置できること（資格審査申請書の提出日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること）。
- 3) 平成24年4月1日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設の建設工事（循環型社会形成推進交付金の対象となる工事に限る）を元請企業（共同企業体としての実績は出資比率20%以上の実績に限る）又はプラントの建設業務を行う者の一次下請け（プラントを除く建築一式同等工事に限る。また、一次下請けが共同企業体である場合の実績は出資比率50%を超える実績に限る）として契約した実績があること。
 - A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に規定する一般廃棄物処理施設
 - B) 建築基準法に規定する確認申請書又は計画通知書における申請部分の延べ面積が1棟当たり4,000㎡以上の施設

ウ 運営・維持管理業務を行う者の要件

(ア) 運営業務を行う者の要件

運営業務を行う者は、次の要件を全て満たしていること。

- 1) 平成24年4月1日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設の運営業務を契約し、連続して3年以上、当該業務を履行した実績を有すること（PFI事業等における特別目的会社の再委託を受けて実施したものを含む）。
 - A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に規定する一般廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設（他の施設の併設でも可）
 - B) 合計処理能力28t/日以上施設
 - C) 次に示す処理設備を全て有する施設
 - ① 受入設備及び、供給設備（搬入及び退出路を除く）

- ② 破碎設備
 - ③ 圧縮設備
 - ④ 選別設備, 梱包設備
- 2) 本施設の運営にあたり, 事業者の責務を達成するために廃棄物処理施設技術管理者や電気主任技術者をはじめとしてその他必要な資格者を配置できること。

(イ) 維持管理業務を行う者の要件

維持管理業務を行う者は, 次の要件を全て満たしていること。

- 1) 平成 24 年 4 月 1 日から資格審査申請書の提出日までの間に次の要件を全て満たす施設の維持管理業務を契約し, 連続して 3 年以上, 当該業務を履行した実績を有すること (PFI 事業等における特別目的会社の再委託を受けて実施したものを含む)。
- A) 地方公共団体等が発注する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設であるマテリアルリサイクル推進施設 (他の施設の併設でも可)
 - B) 合計処理能力 28 t / 日以上 of 施設
 - C) 次に示す処理設備を全て有する施設
 - ① 受入設備及び, 供給設備 (搬入及び退出路を除く)
 - ② 破碎設備
 - ③ 圧縮設備
 - ④ 選別設備, 梱包設備
- 2) 建設業法第 3 条に規定する清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有していること (資格審査申請書の提出日に有効期限内であること)。

(4) 市内企業に関する事項

市内企業に関する事項は, 次のとおりとする。(詳細は添付資料 5 を参照)

- 1) 設計・建設業務を行う者は, 市内企業の共同企業体への分担工事額と市内企業が協力会社として契約した金額の合計額 (以下, 「市内企業契約額」という) が落札金額の 20% 以上としなければならない。ただし, 市内企業が協力会社として市内企業と契約した金額は含めない。
- 2) 運営業務を行う者及び維持管理業務を行う者は, 市内人材の雇用促進に配慮するとともに, 積極的に市内企業を活用し, 修繕及び物品, 消耗品等の資材調達を行うこと。

(5) 資格審査申請書の提出日以降の取り扱い

参加資格要件を有すると認められた応募者の構成企業が、資格審査申請書の提出日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- 1) 資格審査申請書の提出日から落札者決定日までの間に、応募者の構成企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とする。
- 2) 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決までの間に、落札者の構成企業が参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は落札者と契約を締結しない場合がある。この場合において、本市は落札者に対して一切の損害賠償の責任を負わない。

5 応募者の審査及び落札者の選定等

(1) 技術提案内容の審査

技術提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者等で構成される選定委員会において行う。

なお、選定委員は次のとおりであり、実施方針等の公表後落札者決定までに選定委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした応募者は失格とする。

委員名	所属・役職等
奥田 哲士	龍谷大学 先端理工学部 教授
築谷 尚嗣	ひょうご環境創造協会 顧問
畠田 健治	ミネルヴァ法律事務所 弁護士
宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 専任講師
和田 聡子	大阪学院大学 経済学部 教授

※五十音順，敬称略

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、応募者から提出された資格審査申請書により、参加資格要件を確認し、資格審査結果を応募者に通知する。

イ 技術提案審査

技術提案の審査に当たっては、あらかじめ設定した審査事項に従って、選定委員会において技術提案書の審査を総合評価一般競争入札の方法により行い、落札者候補を選定する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する落札者決定基準に示すとおりとする。

エ 落札者の決定

本市は選定委員会による落札者候補選定の答申を踏まえ、落札者を決定する。

オ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を本市ホームページに掲載する。

6 落札後の手続き

(1) 基本協定の締結

本市及び落札者は、落札者決定後、速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者の第1構成員は落札者決定後速やかに特別目的会社を設立しなければならない。

(3) 共同企業体の設立

建設事業者が共同企業体を結成する場合、本市は共同企業体と建設工事請負契約を締結する。建設事業者は落札者決定後速やかに共同企業体に関する協定書を作成して本市に提出しなければならない。

(4) 契約内容に関する協議

本市及び落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨及び解釈を明確化するための協議を行うものとする。

(5) 契約の締結

本市と落札者は契約内容の協議が整った場合において、各種契約を締結する。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 契約保証金

(ア) 建設工事請負契約に係る契約保証金

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するため、建設工事請負契約に基づく契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を契約締結までに納付する。

(イ) 運営・維持管理業務委託契約に係る契約保証金

運営・維持管理事業者は、運営業務及び維持管理業務の履行を保証するため、各個別契約期間の運営・維持管理業務委託契約に基づく契約金額の100分の5以上の額の契約保証金又はこれに代わる担保を各個別契約の契約締結までに納付する。

(7) 契約不適合保証金

建設事業者は、契約不適合責任の履行を保証するため、建設工事請負契約に基づく契約金額の100分の2以上の額の契約不適合保証金又はこれに代わる担保を完成検査終了後、代金の支払日までに納付する。

契約不適合保証金又はこれに代わる担保の預かり期間は、全ての工事の引渡し後、2年間とする。

7 提出書類の取扱い

本事業に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。また、本市に提出された資料は西宮市情報公開条例等の法令に基づき、公開されることがある。

なお、契約に至らなかった応募者の提出書類については、本事業の事業者選定の目的以外には使用しないが、返却はしない。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的な考え方

リスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、設計・建設業務、運営業務及び維持管理業務に伴うリスクは、原則として建設事業者又は運営・維持管理事業者のいずれかが負担するものとする。ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、本市がリスクを負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者のリスク分担は、原則として事業に係るリスク分担表によるものとする。
(詳細は添付資料6を参照)

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が本事業で実施する設計・建設業務、運営業務及び維持管理業務について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については別途定めるものとする。
(詳細は添付資料4を参照)

第5 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 施設の立地・土地に関する事項

(1) 事業用地

第2「4 事業場所」による。

(2) 事業計画地面積

約1.1ha

(3) 都市計画等に関する事項

本施設の事業計画地における都市計画法上の指定状況は次のとおりである。

- 1) 区域区分 ; 市街化区域
- 2) 用途地域 ; 準工業地域
- 3) 建ぺい率 ; 60%
- 4) 容積率 ; 200%
- 5) 特別用途地域 ; 臨海産業地区(鳴尾浜産業団地地区)
- 6) その他 ; 「防火地域・準防火地域」等の都市計画事項には該当しない。

(4) 地形, 地質等

本施設の事業計画地は埋立地となっている。

(5) その他立地・土地条件

その他敷地及び周辺状況は要求水準書(案)を確認すること。

2 施設要件等

新たに整備する施設の内容は第2「5 対象施設の概要」による。

第6 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業契約等の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- 1) 事業者の提供するサービスが、事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合は、本市は、事業契約を解除することができる。
- 2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約書に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- 3) 上記により本市が事業契約を解除した場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

- 1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- 2) 上記により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

第8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

事業者に対して、法制上及び税制上の優遇措置等は、現時点では想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。
なお、本施設の整備については、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用する。

3 その他

本市は、事業者に対し、補助及び出資の支援は行わない。

第9 その他事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定及び建設工事請負契約の締結にあたって、あらかじめ市議会の議決を経るものとする。

2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

3 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

担当課	；西宮市環境局環境施設部施設整備課
	；〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目8番 西部総合処理センター
TEL	；0798-22-6601
FAX	；0798-26-9091
電子メール	；shiseken@nishi.or.jp（課用電子メール）